

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条－<u>第24条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第9条 法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（<u>第24条</u>において「国民健康保険事業費納付金」という。）は、毎年度、市町村から徴収する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条－<u>第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第9条 法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（<u>第28条</u>において「国民健康保険事業費納付金」という。）は、毎年度、市町村から徴収する。</p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数に係る基準）</u></p> <p><u>第24条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）</u></p> <p><u>第25条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）</u></p> <p><u>第26条 算定政令第11条の2第5項本文の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る範囲）</u></p> <p><u>第27条 算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ</u></p>

(規則への委任)

第24条 [略]

、1未満の範囲とする。

(規則への委任)

第28条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。